

第六十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第三十三号

(六五九)

昭和四十四年七月二日(水曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡谷 直藏君

理事 谷垣 專一君

理事 渡辺 肇君

理事 田邊 誠君

理事 阿部 喜元君

理事 佐々木義武君

理事 世耕 政隆君

理事 高橋清一郎君

理事 中山 マサ君

理事 廣川シズエ君

理事 増岡 博之君

理事 枝村 要作君

理事 加藤 万吉君

理事 島本 虎三君

理事 山田 耻目君

理事 大橋 敏雄君

理事 谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

労働 大臣 原 健三郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 上村千一郎君

大蔵省主計局次 船後 正道君

厚生政務次官 栗山 秀君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省医務局長 松尾 正雄君

厚生省業務局長 坂元貞一郎君

厚生省児童家庭 渥美 節夫君

局長 厚生省保険局長 梅本 純正君

社会保険庁医療 加藤 威二君

委員外の出席者

専門員 濱中雄太郎君

七月二日

委員島本虎三君辞任につき、その補欠として八百板正君が議長の名で委員に選任された。

委員八百板正君辞任につき、その補欠として島本虎三君が議長の名で委員に選任された。

七月一日

医療保険制度改悪反対及び医療保険確立に関する請願(大原亨君紹介)(第九五四四号)

同(田邊誠君紹介)(第九五四四号)

同(山口鶴男君紹介)(第九五四六号)

同(島本虎三君紹介)(第九六二五号)

同(田邊誠君紹介)(第九六二六号)

同(島本虎三君紹介)(第九六八三三三)

同(山口鶴男君紹介)(第九六八四四)

同(外一件(島本虎三君紹介)(第九八二三三三)

同(外一件(八木一男君紹介)(第九八二四四)

同(山口鶴男君紹介)(第九八二五五)

医療保険制度改悪及び健康保険等臨時特例延長反対等に関する請願(實川清之君紹介)(第九五四七号)

同(外一件(八木一男君紹介)(第九五四八八)

同(大出俊君紹介)(第九六〇五五)

同(同上民雄君紹介)(第九六〇六六)

同(神門至馬夫君紹介)(第九六〇七七)

同(外一件(八木一男君紹介)(第九六〇八八)

同(依田圭五君紹介)(第九六〇九九)

同(立林剛君紹介)(第九六八五五)

同(輪崎弥之助君紹介)(第九六八六六)

同(伏木和雄君紹介)(第九八二六六)

同(外一件(八木一男君紹介)(第九八二七七)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案等反対に関する請願(外五十二件(川村維義君紹介)(第九五四九号)

同(浜田光人君紹介)(第九五五〇号)

同(中村重光君紹介)(第九六三三五)

同(依田光人君紹介)(第九八二九九)

失業保険法の改悪反対に関する請願(河野正君紹介)(第九五五一号)

同(福岡義登君紹介)(第九五五二二)

同(八木一男君紹介)(第九五五三三)

同(外一件(輪崎弥之助君紹介)(第九六三三三)

同(依田圭五君紹介)(第九六三四四)

同(島本虎三君紹介)(第九八二八八)

日雇労働者健康保険制度改善等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第九五五四四)

同(江田三郎君紹介)(第九五五五五)

同(大原亨君紹介)(第九五五六六)

同(加藤万吉君紹介)(第九五五七七)

同(栗林三郎君紹介)(第九五五八八)

同(實川清之君紹介)(第九五五九九)

同(松前重義君紹介)(第九五六〇〇)

同(八木一男君紹介)(第九五六一一)

同(柳田秀一君紹介)(第九五六二二)

同(山本弥之助君紹介)(第九五六三三)

同(外九件(川崎寛治君紹介)(第九六二七七)

同(田原春次君紹介)(第九六二八八)

同(外二十三件(輪崎弥之助君紹介)(第九六二九九

号)

同(八木一男君紹介)(第九六三〇〇)

同(山花秀雄君紹介)(第九六三一一)

同(依田圭五君紹介)(第九六三二二)

同(外一件(誠君紹介)(第九六八〇号)

同(村山喜一君紹介)(第九六八一)

同(山本政弘君紹介)(第九六八二二)

同(伊藤惣助九君紹介)(第九八二二二)

日雇労働者健康保険法等改悪反対に関する請願(大原亨君紹介)(第九五六四四)

健康保険等臨時特例延長反対に関する請願(岡本隆一君紹介)(第九五六五五)

健康保険等臨時特例延長反対等に関する請願(栗林三郎君紹介)(第九五六六六)

同(山花秀雄君紹介)(第九五六六七)

同(山本政弘君紹介)(第九五六八八)

同(山本弥之助君紹介)(第九五六九九)

同(外一件(八木一男君紹介)(第九五七〇〇)

同(外一件(伊賀定盛君紹介)(第九六一〇〇)

同(外一件(石川次夫君紹介)(第九六一一一)

同(外一件(河上民雄君紹介)(第九六一一二)

同(飯上安太郎君紹介)(第九六一一三)

同(外二件(田中武夫君紹介)(第九六一一四)

同(外七件(輪崎弥之助君紹介)(第九六一一五)

同(外五件(三木喜夫君紹介)(第九六一一六)

同(外二件(山花秀雄君紹介)(第九六一一七)

同(依田圭五君紹介)(第九六一一八)

療術の新規開業制度に関する請願(外五件(木原実君紹介)(第九六一一九)

同(小林信一君紹介)(第九六一二〇)

同(下平正一君紹介)(第九六一二一一)

同(広瀬秀吉君紹介)(第九六一二二二)

同(古川喜一君紹介)(第九六一二三三)

同(武藤山治君紹介)(第九六一二四四)

社会保険池袋中央病院の再建に関する請願(後藤俊男君紹介)(第九六一二五五)

同(神近市子君紹介)(第九六一二六六)

同(神近市子君紹介)(第九六一二七七)

健康保険等臨時特例延長及び日雇労働者健康保険改悪反対等に関する請願(河野正君紹介)(第九六八七号)

日雇労働者健康保険制度改正に関する請願（江田三郎君紹介）（第九八二〇号）
医療労働者の増員等に関する請願外一件（伊藤惣助君紹介）（第九八二二号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）

午前十時二十五分開議

○森田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

本案審査のため、明三日、日本赤十字社当局より参考人を招致し、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山田証目君。

○山田証目委員 前回、総理並びに厚生大臣の政治姿勢についてお尋ねをしたわけです。きょうは、若干、そうしたものに引き続いて、いろいろと内容

容などについて聞きたいと思ひます。

まず最初に、どうも私解しかねることがあるのでございしますが、けさの「日医ニュース」、日本医師会のニュースが会館に届けられておりまして、この中を読んでもみますと、会長の武見さんと斎藤厚生大臣、かなりごじつごんのようでございます。いろいろと、もちろん仕事を通してのお話でございしようが、この健保特例法は社会党の国対委員長柳田さんと自民党の国対委員長園田さんとかたい約束がかわされていると推測される、それはこの特例法は衆参を可決させる、こういう内容であります。それに加えて、一つは、日本医師会と政府との間に、医師会がきわめて不満を表明してあるのは薬価の一部負担をしようされておることであるので、これは与党である自民党筋から一部修正をして国会審議を行なうのだ、これがまたことに真実らしく書かれております。国民が健保の特例法についてはほとんどおしなべて反対のための強い意向を表明しております。政府の政治責任に対しても激しい叱正をいたしておるところですけれども、こういうふうな、少なくともニュース、新聞というものにあなたの名前が書かれ、政府の有力な大臣の名前が書かれて全国に向けて報道されるということは、私は、国会軽視もはなはだししい、しかも侮辱をしておると思うのです。しかも、ある問題を憶測をやっておるということに對しては、党に對してもきびしい不信の行為だと言えるわけです。きょう具体的な審議に入るにあたりまして、取るに足らない問題だというふうに一蹴されずに、こうした問題についても、所管大臣である厚生大臣としては、やはり公正な審議、もって国民の負託にこたえないという立場から、どのようにこの問題をなめておられるのか、ひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○斎藤厚生大臣 ただいま二点についてお尋ねがございましたが、私は医師会の武見会長とはときどき会います。会えばいろいろな話が出ますが、少なくともこの健保特例法につきましては、話し合ったことは一度もございせん。私は、日医の

ニュースで私と武見会長とが健保特例問題について話し合ったという記事は見ておりませんが、もしあるとすれば、これは誤りであると思ひます。まして、社会党の柳田さんとそういう話ができていふということも、私は全然どこからも聞いておりません。それから薬価の一部負担につきまして、これは武見会長と何の話もいたしておりませんし、政府と医師会との問題について話をしたということも絶対ございせん。その点はひとつ十分間違ひのないように御理解をお願いいたします。

○山田証目委員 私はあなたのおことは信じていると思ひます。ただし、その中には、あなたと比重を弱めるようなことばも出ています。あなたは武見さんとお会いになりました、診療報酬を大幅に引き上げてあげるから待って、こういうことも言われておるんですね。私は、この一つの問題については、笑いごとでは済まされたい。当面の課題については審議に入るんですから、笑いごとでは済まされたいんです。しかも、一市井人が政治というものをなめて、かってに判断をし、憶測したのではないのです。少なくとも現職大臣の個々の名前が書かれて、診療報酬に對しては思ひ切った値上げをしてあげよう、こういうことまで、現職の厚生大臣であるあなたの名前が出て、あなたが言ったと書いてあるんです。

私はやはり、この問題をこのまま放置するといふことは、委員長、いけないと思ひます。それは、こうした問題を審議するのに、いろいろな憶測というものはあるのかと私は思ひますけれども、少なくとも、憶測の中には、あなたの、現職大臣の名前が出ておることなど関連をして、各党の名前が出ておることなども関連をして、私は日本医師会に對して国会としてもこのまま放任をするといふことはいけないと思ひますから、いまあなたのことばに對してもう一べんお伺いをすると同時に、私は理事会を開いて、その新聞もあることですから、具体的な措置といふものをやはり

私はきめていかなければいけないと思ひますが、この点は委員長にも後ほどお伺いをいたします。

○斎藤厚生大臣 ただいま申し上げたことには間違ひございせん。診療報酬費を大幅に引き上げてやる、これは武見会長のとりやうが、あるいはそういう感じであつたかも知れません。武見会長と会いました際に、いま薬価調査の問題が中医師会非常困難をきわめているわけで、そこで医師会の考へておられる点がどこにあるのか、薬価調査の点について事務当局と医師会の理事さんといふ話合つて検討いたしておるのであります。事務当局からも意見を聞いておりますけれども、武見会長の薬価調査についての考え方はどこに本筋があるのか、どうなんだという点を聞き、そして診療報酬制度の問題は昨年の夏から医師会が緊急要求を中医師会に出しているわけでありまして、それが今日まだ審議ができていない状況であります。病院その他においても非常に困つていふ事情もいふとお聞きいたしておりました。すでに昨年の十二月から審議に入ろうとしたものがまだ入っていない。こちらではつぽつ中医師会に審議に入ってもらふようにしたらどうだろうかという話をいたした事実はございまして、中医師会に結論が出れば、その結論を尊重してやります、これは言わずもがな、当然さうであるわけでありまして、そこであつた記事が出たのであろうと考へております。

○森田委員長 ただいまの山田証目委員からの質疑の新聞掲載の問題は、理事会を開くようにという社会党の理事さんからの要請がありまして、これは後刻理事会を開くことになっておりますから、その際に議ることをお願いいたしたいと思います。とりあえず質問は御継続をお願いいたします。

いしておるわけです。ですから、後ほどの、本委員を終了後、公報に出ている理事会で御相談いただくというのでは、いま質問に入ろうとする私の質問のまくらになるのですから、やはりいま開いていただきたいということを重ねてお願いいたします。

○森田委員長 ただいまの山田委員からの御要請でございますが、後刻理事会を開いて善処いたしたいと思っております。

○山田(社)委員 先回の質問のときに、総理並びに厚生大臣のほうから御答弁がございました。二年を切つての特例法の法案成立にあたって、いまだにできないということの陳謝がございましたが、特に政府がじんぜん日を過ぎたということではないし、しかもこの国会中に閣議審議に採本改正案を諮問すると再三にわたって述べておられました。厚生大臣も最後に強くそのことの決意を表明いただいたわけでございますが、あれからまだ四日ばかりしかたちませんけれども、その決意にお変わりはないでしょうか。

○斎藤國務大臣 その決意には変わりはないでございます。

○山田(社)委員 この会期は八月五日まででございますが、あと三十二、三日でございます。この三十二、三日の間に政府原案として諮問をする案が作成できますか。

○斎藤國務大臣 できるだけ大筋について諮問のできるようなものを作成をいたすべくいま努力をいたしておるわけでございます。

○山田(社)委員 この諮問の大筋は六月五日に自民党から示された医療政策大綱をもとになさっておられるわけですか。

○斎藤國務大臣 大体それをもとにして、反対意見もついておりますが、各省の調整をはかつてまいりたい、かように考えております。

○山田(社)委員 あの政策大綱をもとになさっておられるということになりますと、俗にいう三本立て保険主義という立場を買われるわけですか。

○斎藤國務大臣 まだ買くというところには至って

おりません。重要な反対意見もついておりますから、それにつきましても関係省との意見の調整をはかつてまいりたい、かように思っているわけでございます。

○山田(社)委員 あの医療政策大綱の中には、いまお話しになりましたように、かなり強い反対意見がついておるわけですね。この間私は、まさに右向け左だ、こういうふうな状態だと言つてやゆしたのですけれども、関係各省との調整をなさつておるということでございますが、その調整は何をどういうふうに進めておられますか、その調整の内容についてお話しをいただきたいと思つております。

○斎藤國務大臣 いま事務レベルにおきまして、関係省の考え方を聞き、いろいろと論議をいたしております段階でございますので、したがって、厚生省はさういふこと、はつきり最高方針をきめてやつておるわけではございませんので、ここで厚生省の方針はどうだ、こうお聞きになられましたも、ちよつとお答えをいたしたいという事情にありますが、御了承をいただきたいと存じます。

○山田(社)委員 結局、事務レベルで、どういたしましよかという程度のものでございませうか。私は、この問題について、今国会中に閣議審議に諮問するとお約束をいただいたのですから、ぐずぐずしていたら、またあなたの約束違反、公約違反ということ、あなたに文句を言わなければなりません。私は、事務レベルの折衝というもの、会期末まであと三十二、三日に向かつて計画的に進められているものと思わなければならぬのですが、一体どういう内容に従つて、どういうスケジュールで進められておるか。これは、この国会中に閣議審議に諮問するとお約束をなさつておるのですから、少なくともその作業日程なり計画性というものはあらうかと私は思ひます。それらについて述べていただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 でき得べくんばこの国会中に閣議審議に大筋についてでも諮問できるように

努力をいたしたい。努力をいたしたい、かように申し上げておるわけでございます。必ずいたしますと――これは私は逃げるわけではありませんが、必ずいたしますとお約束したわけではございませんので……(発言する者あり)それで私は逃げるわけではございませんです。しかし約束したわけではございません。努力をいたします、そして、いたしたいと思ひます、こう言つておるわけでございます。

○山田(社)委員 いろいろ便利な日本語があるものですから、あなたは使い分けをなさつておるわけですね。しかし、せんだつての委員会のときには、総理もおっしゃつたわけですが、この会期中に閣議審議に諮問をしたい。あなたは主管大臣だから、もつと具体的に、この医療政策大綱のつと、大綱について必ずやりたい、こういうふうにおっしゃつたわけですよ。やるといふ気持ちで言つたのであるから約束じゃない、こういうもののおつしやり方というのは、私はいけないと思ひます。少なくとも、主管大臣としてあなたが約束をなさつたことは間違いないのですから、この三十三日間に、どういうスケジュールで、どういう内容で、いつごろまでに各省折衝を終わらせ、うしていつごろ審議に諮問をする、こういうことを全然無考に私に約束なさつたものじゃないと思ひます。人間同士の約束でもさうです。

ましてや、これは日本の国民を欺がせ迷惑をかけておる問題に対する約束を守る具体的な方向なんでしょう。それに対して私は、いまおっしゃつておられるようなおつしやり方では、とてもそれは私も承知しませんが、国民自体も承知しませんよ。だから、あなたは厚生大臣なんですから、どういうスケジュールで、どういう内容を持って、どの時期に向かつて検討を進めていく、どの時期で審議に出したい、こういうことは、これもあなたに助け舟を出すわけじゃないけれども、その予定どおり完ぺきにはいかななくても、努力していく実績というものを国民に示さなくちゃならないでしょう。その計画、内容、そうして期

日というものを、一体どこに目安を置いてやられておるのか話してもらわなければ、あなたの口約束だけで中身ゼロということになるじゃないですか。内容を明らかにしていただきたい。

○斎藤國務大臣 もうぼつぼつ最高レベルのところまで話し合ひをしなければならぬかと考えているわけでございます。しかし、何月何日までというスケジュールをつくつておるわけでもございません。先ほど申し上げましたように、この国会中に諮問のできるように私は協力をいたす、そのうちにおはかりをいただけるであらうと思つております。

○田邊委員 ちよつと委員長、議事進行について。いま山田委員から、抜本改正に向ける政府の決意と態度について質問が続けられておるわけですが、けれども、私も本会議で質問をいたしました際に、当然この通常国会百五十日の会期のうちに閣議審議に諮問して政府は諮問をするということ、予算委員会でも約束を答弁をしておるはずであります。これは、延長国会に入つてその会期末の八月五日まででよろしいということを、あの當時予測をして予算委員会でも答弁をしておるのではないことは御案内のとおりであります。これが第一番目。

それからもう一つは、なぜ抜本改正に対して閣議審議に、今国会中、大綱についてであつても諮問をしなければならなかつたか、そういう答弁をせざるを得なかつたかというところのいきさつというものは、御案内のとおり、二年間に抜本改正に対して政府は成案を得る、こういう約束が一年間延長の政治責任を回避する意味において、あるいはさういつた責任を痛感するがゆえに、この特例法の審議にあつては、少なくとも抜本改正についても政府は責任をもつて成案を得ます、審議に諮問をいたしますということだろつと思つておりますが、この特例法の審議のいわば途中

において、あるいは審議の終わった後において、抜本改正に對するところの諮問をすることは、その本旨ではないとあります。しかし、すでに特例法の審議が始まっているとなれば、八月五日までにこの大綱について関係審議会に諮問をすれば何か責任を果たしたような言い分というのは、いまのいきさつからいって通らないと私は思うのです。少なくともわれわれは、この特例法を審議する際に、その審議の過程において抜本改正については政府は関係審議会に諮問をする、こういう点というものは、私はその中身として正しく把握されておらなければならぬと思うのです。ただ単に通常国会に出せばよろしいというように、そういう形式のものじゃありません。特例法の審議とからめて、抜本改正に對する政府の見通しと計画を国民の前に明らかにすることが、せめてもの責任を最後に果たすことになる、こういう立場だろうと思うわけでありまして、この二つの私の考え方に対してあなた間違いだと言ふならば、ひとつ間違いだというふうに指摘してもらいたいと思うのです。

○斎藤國務大臣 おっしゃいますような考え方、おっしゃいますように理解をいたしまして、この国会中に諮問を出すように最善の努力をいたしたいと思つて努力を重ねているわけでありま

す。

○田邊委員 あなたは口でそういうことをおっしゃるけれども、それならば山田委員の質問に對して、一体どういう中身でもつてどういう手順で諮問をしようとするのか、その時期は一体いつであるかということに對していま答弁できないというのは、私はいまの大臣の答えと相反するのではないかと思うのです。したがって、山田委員の質問に對してあなたがその筋道を明らかにするといふことが、私は、いまの答弁を受けて当然の責任であろう、こういうふうに通うのでありまして、ひとつそういう考え方で答弁をされることを私は要求しますが、いかがでございますか。

○斎藤國務大臣 御承知のように、右向け左とい

うような点があると、こうおっしゃいます。そこで関係省の意見も聞き、そして結論を得るというわけでありまして、したがって、関係省の意見を十分聞く前にこちらの意見だけを先にきめてしまふというのはいかがであらうか、かように思うわけでありまして、事務レベルにおきましてはそれぞれにやっておりますけれども、これは厚生省の意見だということをもまだ関係省の意見を聞かないのにやるのは、私は政府一本になつての案をまとめるという上においてはいいやり方ではない、こう思つて、そういう考え方を発表することはしばらく御猶予を願いたいと思つてゐる次第であります。

○山田(社)委員 関係省の意見を聞いて、そして事務レベルで取りまとめ、あるいは大臣折衝に入つたりして審議会に諮問をする大綱をおつくりになる、まだ折衝の過程だから申し上げにくい、こういう大臣のおっしゃる方ですね。一体関係各省との右向け左の異なつた意見の折衝を、目安としていつごろまでに終わりたいのか。具体的にこの問題を片づけるのなら当然それだけの計画性がなければなりません。その関係各省との折衝を終える目安、そして厚生省として、政府として審議会に諮問をする時期の目安、こういうものは当然なければなりません。その目安をそれなら言つてください。

○斎藤國務大臣 今週中には事務レベルの話し合いを終わるようになさしたい、かように思ひます。

○山田(社)委員 今週中に事務レベルの折衝を終わつて厚生省で最終的に事務案をおまとめになる時期、そして審議会に諮問をする時期、この二つの目安について答弁をいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 一応事務レベルの意見を聞きまして、その後最高レベルにおいて話し合いをいたしたい、かように思つてゐるわけでございますので……(山田(社)委員「その時期」と呼ぶ)時期をいたしましては、今月の中ごろぐらいにできればいい、こう思つて努力をいたしてゐる

わけでございます。

○山田(社)委員 今週中に事務レベルで折衝を終わつて、そして今月の中ごろまでに最高レベルで意思決定をしたい。最高レベルというのは、厚生大臣、労働大臣、大蔵大臣等々、この問題に關係する大臣をさしておられるわけですね。この最高レベルで御相談なさるの中、そしてその中で諮問委員会に諮問を出しになるのか。もともと医療政策大綱が与党である自民党から出てくるのか、並行的にその作業を進めたいのか、そして審議会にはいつごろお出しになるのか、これを續けて言つてもらわぬ限りは、ぼろりぼろりと何かのうんこみたいに出されておつたのでは審議は進みません。

○斎藤國務大臣 与党のほうとも並行的に話をしなければならぬ、かように考えておりますが、審議会には月末までにはぜひ諮問のできるよう努力を重ねてまいりたいと思つてゐるわけであり

ます。

○河野(正)委員 御案内のように、この健保特例法と抜本改正というものは不即不離の立場にあるわけですね。というのは、これは二十六日、総理もおっしゃつておるうちに、また厚生大臣も予算委員会その他の委員会においていろいろお答えになつておるうちに、どこまでも暫定的な措置であるということ。そこで私も、この特例法というものは、不即不離の立場にあるわけですから、したがつて、この抜本改正というものがどういふ形のものであるかということ、非常に重大な関心を持たざるを得ぬと思う。そういふと、健保特例法が通つてしまつたら、次に出てきた抜本改正というものは健保特例法とちつとも変わらぬ、これは困ると思ふのです。ですから、健保抜本改正といふものは、特例法が審議を議するまでにその全貌といふものを明らかにしてもらわなければ、これは総理も厚生大臣もおっしゃつたように、どこまでも暫定措置であるといふふうに私も考え

てまいるわけにはいかぬと思ふのです。ですから、ここで広範多岐にわたる問題だからおくれたきたといふことに私もが一步譲るとしても、やはり特例法が議されるまでに、抜本改正に關します全貌といふものが当委員会において明らかにされない限りは、私もは承知するわけにいかぬ。その点を明確にしてもらわぬと、私もこのまま——今後健保抜本改正といふものがどういふ形で出てくるか、出てこないかわからぬ。何ら保証がないわけですね。二年のうちに出てくる保証はないわけですね。そういう形で私もこの議事進行に協力するわけにまいりません。ですから、この抜本改正といふものの全貌を、健保特例法が少なくとも議されるまでに当委員会において明らかにする、こういうお約束をぜひここでお願い申し上げたい。

○斎藤國務大臣 私は、この国会中にぜひいたしたい、かように考えて答弁をいたしましたのも、政府はいつもやるやうなことであつては相ならぬ。政府の姿勢を示す意味からも、少なくともこの国会中といふものを一つのめどにして、少なくとも審議会に諮問のできるよう努力をする。そして御答弁を申し上げておつたわけでございます。そこで、抜本改正の内容をこの委員会、あるいは国会にお示しをして、審議会に諮問をいたしましても、審議会はどのような回答をされるかわかりませんから、一応諮問をいたしまして、その審議会の審議の経過を見て、二年以内に抜本改正案といふものを出せるようにいたす、その姿勢を示す、こういう意味で私は申し上げておつたわけでございます。したがつて、当委員会においていま特例法の延長法案の審議をいただいている、それまでに出すといふことは、これはきわめて困難である、かように御了解を願ひたいと思ひます。

○河野(正)委員 厚生大臣がどういふような御意図で予算委員会その他で発言されたかといふことは別として、私が一步譲つたといひまして、

抜本改正と特例法というものは切り離すことのできない関係にあるわけですから、そこで、私も言っておいたのは、今国会中に諮問をいたしますそのことは、少なくとも健保特例法というものは今国会末には審議に入っていくわけですから、それまでにはこの抜本改正に對する全貌というものが明らかにされる、そういう前提で私もこの審議に臨んできているわけです。ですから私も、何も最終案をここで示さないと言っているのではない。諮問機關に諮問しなければならぬという手続を私も知っているわけですから、しかし、その際における政府の構想としては、こういうものを審議に諮問するので、こういう全貌というものは示していただかなければ、いま大臣が答えになつたように、なるほど諮問をしても、この諮問機關がどういふ答申をするかわからぬ、それはそのとおりだと思うのです。しかしながら、政府としてはこういう内容のものを審議に諮問するのでという全貌というものは、この特例法の審議の過程の中で示していただかなければ、特例法の審議は終わっちゃった、そしてその後でできた抜本改正というものの内容については全くどういふものかわからぬというふうなことは、特例法と抜本改正というものが無縁、無関係のものであるならばいざ知らず、これは重大な関係があるわけです。また、重大な関係があるということを、今日まで總理も厚生大臣も二年前の健保国会からしばしば約束されてきた、そういうお答えをされてきた、こういう経緯がございますから、少なくとも政府としては、こういう内容のものを諮問機關に示すのですという方向ぐらひは、特例法の議決前に示していただかなければ、私も今後この議事進行には協力するわけにはまいりません。そのことを特に要求をいたしたいと思ひます。

で、この国会中に諮問のできるように努力をいたしたい、こう申し上げておいたわけでありまして、と申しますことは、健保特例法の衆議院の審議が終わるまでに出すということをおし申し上げておいたわけではなかったわけでございますから、そこは意見の違ひであつたと、いま私は思ひわけでございます。

○河野(正)委員 わかりやすく言うと、こういうことだと思ふのです。私も言っておる今国会中というものは、少なくとも健保特例法議決前。これは、健保特例法と抜本改正というものが非常に重大な関係を持つてゐるわけですから、いまの大臣のような見解でございまして、それは、もう一方的にでも今度特例法が通りまして二年間有効ですから、その間に諮問すればよろしいということになるのです。何も今度の国会中に諮問しなければならぬということにはならぬのです。次の通常国会でも間に合ふのです。そこで私も今国会中と言つてゐるのは、特例法の議決前ということと前提として言つてゐることは、いまの理屈から大臣十分御理解いただけたらと思ふのです。これは、そういう関連がなければ、次の国会中に諮問したつていいのです。ですから、私も今国会中と言ふのは、どこまでも特例法議決前だということ、いま私が申し上げるような理由をもつていたしまして、私は、大臣も心の中ではわかつておられると思ふのです。ただ、表面いろいろ政治的な問題があるものですから、なかなかここで肯定がでぬだけの話で、私がここで言う理屈は、大臣は頭脳明晰な方でございまして、からおわかりだと思ふのです。でありますから、いま私が申し上げたような私の理由から、少なくとも政府が考えておられる全貌において、はお示し願ひなければならぬ。これは今国会中であらば、特例法がどうであらうとどうであらうとよろしいのだ、そういう議論ではない。そういう議論ならば、次の国会に提案されても間に合ふのです。もし通れば二年間でしよう。ですから間に

合ふのです。そういうことでないことは、それは子供の理論でもわかるのです。ですから、この点は重ねてひとつ大臣の明快なお答えをいただかなければ、このまま議事進行に協力するわけにはまいりません。

○斎藤國務大臣 おっしゃいますことも、それは一応御無理もないかと私は思ひますが、きょうのきょうまで私は、この国会中に出して政府の姿勢を示す、熱心にこまめなやうな姿勢を示すのは、まずいままでの怠慢を責められてゐることに對するせめてもの政府の誠意の示し方であらうか、ただそう考へておつたのでございまして、この法案の議決の際に、その大綱の内容までいろいろと御審議にならなければならぬのだという感じは持つてゐなかつたものでございまして、そこでスケジュール的に大きなそごを来たしてまいりました。いまおっしゃいますとおりとすれば、私のスケジュールに大きなそごを来たしてまいつておるわけでございます。その点は御了承いただきたいと思います。

その答弁の中には、医療保険の問題、抜本改正につきましては可及的すみやかに成案を得る、議院の期限はあるけれども、できるだけ早く成案を得まして、今国会中に関係審議に諮問の手続をとるよう努力をいたします。總理大臣はこのことの答弁の裏づけもしておりますが、そういうことです。そのときの今国会中というのは、五月二十五日までの通常国会ですよ。こんな七十二日間もでたらぬ延長をする、そんなことを想定して政府がやつてゐるわけはない。予算の審議もやつてゐるわけでもないのです。安保のときだつて五十日でしょうが、それを七十二日間も延長したのだ。だからその後国会においては、いろいろなトラブルがあつたでしょう。ですからそのことは、五月二十五日までにはちゃんと示されてゐること、今国会中という精神ですよ、この精神は。それをずるずると引つぱつておいて、そうして世上何と言つておるかという、昭和四十二年の十一月には厚生省試案、牛丸試案を出した。そうしたら自民党の中においては、鈴木調査会、西村調査会では、それはたな上げにしておいて、今度はその調査会の基本の政策大綱を出した。その中身は右向け左である。山田委員が指摘されるとおりだ。世間では言つてゐるのだ。これはじんぜんと日を過ぎて時間切れを待つてゐるのだ、つくろ意図はないのだ、こういうことを言つてゐるのだ。これが、いままでわれわれの同僚委員が指摘されたように、いままでだつて法律でできたことを実施しなかつた。国会で答弁したことを実施しなかつた。国会を軽視した。さらに今度は、特例法と抜本改正は密接不離の関係であるという点のはつきりわかつておるのに、その全貌も示さないで、そうしてこれをほかふりで逃げよう、そういうことはいけません。

ましてや厚生大臣の答弁を聞いてみると、初めの答弁といふの答弁、だんだんと違つて、しどろもどろだ。私もは少なうとも国会の権威のためにそういうことがあつてはならぬと思ふ。そういうことについて、それを期待し、あるいは約束を

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十三号

昭和四十四年七月二日

當時、三月四日の予算委員会におきまして、予算関係法案である健保特例法案、重要な政府の政策の柱の特例法の延長の法律案の構想について、国会に提出をされてゐないときに予算を議決することはできないではないか。これは当然の議論です。その問題から局面が發展をしてゐるわけですが、そのときに、予算に關係すると一緒に、特例法の審議に關係する抜本対策についてあなたの方が見解を示したわけだが、もしそのときにそういう見解が示されなかつたならば、予算は通つてゐないし、暫定予算を組まなければならなかつたのです。そのときの情勢は。だから、三十分間は休憩いたしまして、政府の統一見解であなたが答弁したわけですよ。

五

信するということとは、いままでの経緯からいってできない。したがって、厚生大臣は総理大臣ともよく相談して、この問題については統一見解をきちんと国会の場を通じて説明してもらいたい。責任を持った統一見解を示してもらいたい。だめです、こんなことでは。「はつきりしているじゃないか」と呼ぶ者あり。一つははつきりしていないです。今国会中というのは、五月二十五日の通常国会までです。会期の延長は五月の二十日ごろになってわかるのです。延長するかどうかということが審議になるのは、それまでは五月二十五日が会期じゃないか。しかもそれを過ぎておいてから、またじんと延ばしているじゃないか。会期の延長なんか全然予想してないですよ。だから時間的に言いますが、何も約束したことをやらないことになる。こんなおどろきなこと、また二年間延長しても、二年間延長してその後でできる保証はないじゃないか、うそつきの連続じゃないか、こんなのは。国会の権威にかけてそんなことは承でないですよ。だめです。政府は責任を持った統一見解を、きちつと原稿を書いてやりなさい。

○斎藤國務大臣 お説のように、三月四日に、「今国会中には関係審議会に諮問の手続をとるよう努力をいたしたいと存じます。」こう私は申し上げました。その気持ちは変わっておりません。その国会とは延長のない国会であらうというお話をいただきましたが、私はその段階においてはさように考えておりました。ところが、党の調査会の御報告をいただくのも非常におくられて、したがって非常におくられて困ったと思っておったのであります。私は会期が延長されました際に、とにかく会期末までは何とか通してまゝといた、こう思っているわけでは、それはいまおっしゃいますように、政府は抜本改正をやる気がないのじゃないか、こういうように一般にとられては心外であるから、少なくとも政府はやるという気がまをえて示して、その一つの段階は審議会に諮問をする段階であるから、それをできるだけ早く

いたしたい、この国会中にもいたしたい、こういうような趣旨であつたわけでございますので、何ら考え方に変わりはないわけでございます。御了承をいただきたいと思ひます。

○大原委員 関連質問ですから、もう一問だけ。つまりあなたは、三月四日の予算審議の際です。重要な予算審議ですから、特例法の裏づけになる予算を審議しておるのですから、そのとき、三月四日に今国会中という場合には、会期をこんなに延長するなどということ想定しているのじゃないんです。それまでの質問から言ひましても、五月二十五日までというのは、法案の審議に役立てるという議論の中から出ておるのですから、当然五月二十五日までには出ておらなければならぬはずですよ。当時は、国会の会期延長については与野党とも何も言っていないから、だから、会期の延長とは関係なしに五月二十五日までにはつくるんだ、そして関係審議会に対して、抜本改正についてはこう考えております、こういう考え方をちゃんと示しておいて、特例法の責任ある審議をやらう、こういうことではない。国会というのはそういう精神ですよ。国会を尊重するたてまえでしよう。それをじんと日を過ぎておいて、そしていろいろな点でどうでもいいような答弁をするということだとならば、国会は、質疑応答をしても全然だめじゃないですか。そんなことはだめです。だから政府は、責任ある統一見解を具体的に示さない。じゃ、できなかったら、五月二十五日を過ぎておるんだから、できなかったことについて——できないという事実は変えることはできないでしよう。できないが、できないれば、山田委員が指摘しているように、どういう日程で、どういふ問題があつて、それでどういふ大綱をやるのだ、いつごろまでにどういふ手だて、これをびちつと言わなければいけない。このことは特例法の審議に間に合わないけれども、赤字の原因等について究明するわけですから、抜本改正と不可分ですよ。どういふ認識を持つて、ど

ういふ政策を立てるかということとは不可分です。だから、おどろきの審議で時間を過ぎて、それで施行採決をやらうというのかわからぬけれども、そういうことはだめですよ。それは国会無視だ。国民無視だ。そんなことはできないですよ。絶対だめです。統一見解をきちつと示してもらいたい。

○斎藤國務大臣 どういう大綱かという点は、これは審議会に諮問する段階でございます。こういう大綱だということをおしは責任を持って申し上げることは今日まだできません。そこで、先ほど申し上げましたように、審議会には少なくとも月末ごろまでは諮問をいたしたい、そのスケジュールをもつて事務局の一応の下ざらには今週中ぐらには終わつて、来週中ぐらには上上のレベルで話し合ひを進めたい、かように思つております。

○山田社委員 三月四日の予算委員会政府の統一見解が出ております。この国会中、いま大原委員の指摘のとおりです。三月二十日には社会保険審議会、公的に約束したことはすみやかにやれ、特例法では何ら現状を国民の期待に沿えるように変革することにはならないからという意見が出ております。四月三日には社会保障制度審議会も、同様の趣旨をあなたに差し出してあります。いまあなたのお話では、この国会中というものは五月二十五日が八月五日まで延ばされたこの国会をさしておられます。しかし私たちはいま抜本改正について審査を進めているのです。全く趣向もならない、国民怨望の的のこの法案を審議しているのです。この基礎になるものは抜本改正であります。全く密接不可分の法案でありますだけに、抜本改正が、大綱であつてもけっこうですけれども、この委員会に示されて、われわれもそれをしつかりと横目で見ながらこの特例法の審査を進めるのが、私は一番正しいやり方だと思うのです。大臣もこれに対して、心の中では賛成なさつておられると私は思う。この状態で審査を進めておるといふことについては、委員長、私が聞こう

とする論旨と非常にそぐわないのです。しかも国民の期待にこたえてあげることができないのです。ここでひとつ理事会を開いていただいて、いまちがはな政府の見解に対する統一をあらためて要求いたします。理事会の開会を求めます。

○森田委員長 それじゃ理事会を開きます。したがって、委員会は暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後一時四十五分開議

○森田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。厚生大臣斎藤昇君。

○斎藤國務大臣 先ほど山田委員の御質問に對しまして一応お答えいたしました。さらに補足をさせていただきます。

去る三月四日の予算委員会におきまして、なるべくすみやかに成案を得て関係審議会に諮問をいたすように努力をいたしたい、こう申し述べ、その後の本会議におきましても同様のことを申し上げておりましたが、今日に至るまでまだ成案を得て関係審議会に諮問する段階になっておりませんことは、まことに遺憾に存じます。この点はお許しをいただきたいと思います。

さらに、この委員会の審議中に、少なくとも大綱をきめて委員会に諮問すべきであるという御意見に對しましては、これは非常にむずかしいと存じますけれども、さらにできるだけ努力をいたしたい、かように考えます。そうして、その政府間の意見をきめなければならぬが、私といたしましては、この医療保険の抜本改革の大綱につきましては、自民党の国民医療対策大綱に示された事項を基本といたしまして政府の意見を調整、統一してまいりたい、かように思う次第でございます。

「日医ニュース」につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、中医協において審

議をされるべき問題だ、私はかように考えております。その審議の内容について、診療報酬の緊急是正につきましては中医協において審議をしてもらうておるわけでありまして、これを見守っておるわけでございますが、しかし、その中において薬価調査の問題が、厚生省側と日医の側と異なる折衝をいたしております、相当長引いておりますので、私はその点について意見を聞いたわけでございますが、診療報酬の是正につきましては、中医協において三者構成による公正な御判断をいただきたい、こう思っておりますことには全然変わりございません。したがって、何かそれに対してある種の取引みたいなことがあったということであれば、これは非常な間違いでございますから、日医のほうに對しまして、そういう間違いのないようにということとをさらに申し伝えておきたいと思ひます。

○森田委員長 質疑を続けます。

山田君。

○山田(社)委員 大臣から午前中の問題について御回答をいただきました。不満であります。審議全体を促進する意味から私も協力をいたしたいと思ひますが、「日医ニュース」の問題につきましましては、診療報酬の引き上げについては中医協にかかっているのですから、いわゆる審議会軽視、こういうことにあるの新聞を読んだ人たちは——全国に配られておるのですから、まさにあなたと武見さんの間に何か取引があった、こういうふうな思ひがちなんです。従来の経緯からも考えてみて、誤解でしようけれども、そういういわゆる感じを与えることは避けられないと思ひますから、やはりこの問題につきましましては、「日医ニュース」を通じて、いまあなたが答弁なさったようなことの見解を述べていただくことも一つの方法だと思ひますし、医師会に對して、誤解を招かないように大臣として忠告を与えるのも方法だと思ひます。三月四日の予算委員会の問題につきましては、願ひたいと思ひます。

五月二十五日が会期切れでございますから、これまでに間に合うように可及的すみやかに出した、そういう趣旨については、遺憾の意が述べられました。また、この会期末に医療大綱を審議会に諮問をしたい、むずかしいが努力をすると思へられました。私は、前者は遺憾の意を述べられましたが、これからの心がまえとして、この特例法を審議しておりますこの委員会の開かれておるうちに抜本改正が示されていくのが、私は、正常な、正当な審議のルールだと思つておるわけです。しかし、おっしゃいましたように、今週中は事務レベルで、中旬までには大臣のレベルで、そして月末には審議会に諮問をしたい、このお答えは、単なる努力目標であつてはいけませんし、しかも、この特例法を審議して本委員会の開かれておるさなかに、どうしても提出してほしい。その立場に立つての一切の作業を進めたい、このお答えは、私は厚生大臣としてのあなたの責任だと思つておる。この特例法の審議もきょうが初日です。初日にこの問題が出てくるわけですから、あなた、むずかしいが努力をすると思つておるわけです。いま私が申し上げた、この委員会審議中に出していただくというところにもつと気持ち近づけていただいて、御努力をお願いしたいと思います。少なくとも、事務レベルの段階が今週で終わるようでございますが、そうした事務レベルの段階の資料なり次に進む方向というものも委員会に示しながら、誠心誠意この問題に取り組んでほしいと思ひますから、特に大臣のお答えに對して私の気持ちを申し上げて善処方を願ひしたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 はい。

○山田(社)委員 それでは審議に入りますが、最後におっしゃいました三点目はこれから審議の中心になります。六月五日に、与党である自民党のほうから関係大臣をお呼びになつて、院内で医療政策大綱をお示しになりました。この医療大綱をもとにこれからやっていくのだというのが、い

まの三点目のお答えです。

そこで、この医療大綱について、私が見ております点を若干聞いてまいりたいと思つておりますが、一体、この三本立てというものは、かなりむずかしい要素があると思ひます。ただ私は、今日の保険制度が八つに分かれておりますので、これを三つなり四つなりに縮小していくことは望ましい傾向だと思つております。しかし問題は、御念的にそのことを方向づけただけでは、抜本改正は生まれてまいりません。その方針の中で、これから事務レベルから始まって打ち合わせをなさつていくわけですから、やはり問題点が五つ、六つございます。

特にあの大綱の中で付随する強力な意見が五つついております。この五つをこれからただしていかなければならぬ。与党間の調整、各省折衝の中心にならうと思ひますから、それらについて若干聞いておきたいと思ひますが、労働大臣が座談会で若干お急ぎのようでございますから、労働大臣のほうに先に伺つておきますけれども、これは労働大臣、たいへんなことになりそうですね。いわゆる公社ができていく、そしてあなたの所管である労災保険を労働者保険に統合していく、このことは、労働省が厚生省に吸収されていくことにもなります。一体これはどういふことですか。あなたの見解を示していただきたい。

○原國務大臣 お話しのごとく、先般自由民主党医療基本問題調査会から医療の抜本改正についての提案がなされたことは、御承知のとおりでございます。しかしながら、そのうち業務上の傷病に對しては、業務上の事由による傷病に關する保険を労働者保険制度に取り入れることは適當でないとの反対意見が示され、政府がこの点を十分考慮するようにされたといふことでございます。そこで、ただいま労働省労働基準局長、厚生省保険局長との間で、この点について話し合ひをさせて、進めさせている最中でございます。両局長はすでに数回折衝を行なつておると思ひますが、今日までその結果についての報告はまだ受けてお

りません。この問題については、労働省側から申し上げますと、次のような重要な問題点があると思ひている次第でございます。

その問題点の第一は、職場における健康管理に關する行政については、その職場の事情に精通している労働省が行なうことが適切であること。

第二は、業務上の傷病についての医療は使用者の無過失責任に基づくものであるのに対し、私傷病についてはそうではないこと、したがって、業務上の傷病に對する医療及び社会復帰については、手厚い措置を講じていくこと。第三、職場における健康管理は、労働基準法上第一義的に使用者の責任とされているのに、国民医療大綱ではその点が明確にされていないこと。以上のような問題点がありますので、いま両省の両局長にさらに精力的かつ慎重に折衝を継続させる考えであります。

○山田(社)委員 そうすると、労働大臣、総論的に言へば、労働省は断じて承服できないということですね。私は、あなたに折衝の過程を伺つておるのではないのです。きわめて重大な問題点であるから、労働省の意見を私は伺つたわけですね。労災保険というのには、御存じのように、作業中にけがしたり病気になったりすることをいっているわけですね。これに對しては、事業主の責任として傷病をなしておいくというのがたてまえでございます。ところが、労働者保険という現在の政府管掌保険なり組合管掌保険なりと統合してまいりますと、けがをした患者の負担でおおすことになるでしょう。労災保険の立法の趣旨というものは、そんなものじゃないのです。一体、こういうふうなもの考へ方というものが、労働省の労務管理なり、それを指導する立場から許容できるのかどうか、そのことを実は聞きたいわけなんです。

○原國務大臣 重大問題ですから、いろいろ相談して間違ひのなきを期したいと思ひます。(間違ひを自民党大綱はおかそうとしておるじゃないか)と呼ぶ者あり) そういうわけでございまして、労働者の疾病を労働者だけに負担さすという

り、早急にこれをまとめたということでございますから、御了承いただきたいと存じます。

○山田(趾)委員 結局、期待をしいというところですね。あなたがもしやるのは、厚生省関係、各省とよく相談をしてこの大綱に沿って努力したい、財政支出もそれによつてはかりたい、こういうような立場にも聞こえるし、従来の大蔵省の態度から見たら、出すのは否を出すのもいやだ、金は出さぬ、取るのは取る、こういうふうに見えてならなかったのですけれども、きわめて重大な国民医療に関する問題ですから、この際この大綱の線に沿って金を出す、こういうふうにいまいのお答えを伺つていいのですか。

○船後政府委員 私は結論的なことは何事も申し上げてないわけでありまして、たとえば御指摘の被用者家族の給付割合の引き上げという問題一つとらえてみても、一般的に健保組合なり共済組合なりで付加給付として七割程度の給付をやつておるところと政管健保の給付割合との間にアンバラがあるのではないかとといったような問題が、やはり医療の抜本対策の一つのかねめの問題でございまして、私も、負担能力の範囲内でできる限りの給付の改善ということは将来への努力目標であらう、かように考えているわけでございますが、ただ医療対策につきましては、先ほど申し上げておりますように、五つの重要な付帯意見もついておりますのでございまして、これらの問題も含めて現在検討中でございますから、財政上これが可能であるとか不可能であるとか、これは現在の段階では申し上げられない点を御了承いただいたと存じます。

○山田(趾)委員 あなた、主計局長としては最高決定がでないし述べられないとおっしゃるのではありませんか、あときわめて会期も少ないし、スケジュールもはつきりしているし、この委員会の寿命がどこまであるかわかりませんが、もう今週中で事務レベルの折衝は終わるのですよ。厚生大臣の計画では、今月中旬にはもう大臣折衝は終わるのですよ。まさに目途の間に迫っているで

しょう。そのときに、国会に出てきていまのような答弁というのは、私は非常に不満です。やる気があるのかないのか、あらためてまた疑いたくなるのです。あなたはもうしても答弁がでないとおっしゃるならば、あらためて大蔵大臣を呼びますけれども、いかがですか。やはり財政的に可能か不可能かということについては、御答弁いたしませんか。

○船後政府委員 まず、財政的に可能であるというふうな前提から出まして案をまとめるというのではなくて、党から示されました医療対策並びに五つの付帯意見、これらを十分検討いたしました上で政府としての案を固める。当然、そういったことです。国庫負担がどういふことになるかという点も同時に議論になるわけでありまして、現在、その制度の内容及びに国の負担あるいは保険料の負担といったような負担の問題も、あわせて政府内部において検討しているところでございます。

○山田(趾)委員 わかりました。結局あなたではむずかしいということでしょうか、あらためて大蔵大臣を呼びたいと思ひますから、あなたにはこの程度にしておきたいと思ひます。

そこで厚生大臣、労働大臣なり大蔵省の担当官からいま話を聞いてみたのですが、いまのようないふ、あなたがもしやるように、これから事務レベルの折衝、そして最高グループの折衝、そしてこの委員会の継続されている中で審議会に諮問する、最大の努力をするお約束になったのですけれども、いかがですか、自信がございませう。

○斎藤閣務大臣 自信をもって言い得るかどうかはわかりませんが、まあ私の分限でできるだけの努力をいたしたいという決意には変わりありません。

○山田(趾)委員 たいへん御努力をなさるといふかたい決意を御披露いただいたわけですから、けれども、しかし今日の問題点を見まして、たとえばいまの地域保険に被用者保険を入れる。経済構造も

疾病構造も社会情勢も変わつてきて、そうした一つの大綱に示す方針というものが、まじめにものごとを考えるときに、そう簡単に実施が可能なものとは思いません。しかも、こうした状態の中で、それぞれ態様が異なつておる地域地域の健康管理体制というものがまだ把握が不十分です。そうした地域の健康管理体制というものをあわせて早急に進めていかなければ、与党が言っているような抜本的な改正というものの成立に私は危惧を持しますけれども、そうした地域健康管理体制も、社会の健康、経済の変貌、こういったものに即応できる体制というものがやはりとられるという確たる自信をお持ちでございますか。

○斎藤閣務大臣 私はやはり、この医療政策大綱にありますが、地域の健康の管理体制を整えるということとはどうしても必要なことだ、かように考えます。早急にできるかという点、それはなかなかききやう言つてあつて問題ではございせんが、これはやはりわれわれの到達目標として掲げていく青写真だ、かように考えます。そこで、この地域の管理体制を整えるということを一つの青写真にいたして、そしてこれに合うように地域保険をまとめていくというの将来への一つの行き方であらう、かように考えます。

先ほどの、労災と勤労者保険との一本化という問題も、これは一本化することによつていわゆる事業主の労災責任を免れしめるものではございせん。この原則は確として保持していかなければならぬと思ひます。したがつて、労災によつた疾病の治療費は、いままでどおり事業主の負担でなければならぬ、この原則はくずすわけではございせん。ただ、病人が病院へかつぎ込まれた、それが労災に属するものか、そうでなくて他の保険に属するものか、そうせんきくするよりも、まず治療をやらなければならぬ。医者としましては完全な治療をやらなければならぬ。その費用を一体どの会計で負担するかというのが問題であらうと思ひます。その会計を労働者の掛け金による資金から出させるべきものとは考えており

ません。迅速に、そして的確な治療をどういう方法でやるのがよろしいかというの、いわゆる勤労者保険と労災保険を一本にするのがいいか悪いという問題であります。また、事業場の健康管理という問題も、これは事業主の責任であらう、かように私は考えます。したがつて、いわゆる事業から来る労災の疾病をなくするということだけではない、やはりそこで働いている勤労者の一般の健康管理も事業主としてはやつていくということが必要であらう。かれこれ勘案をいたしますと、やはり勤労者保険として一本化をし、そしてその負担をどういふように分け合うか。それは現行どおり分け合つていくという行き方も考えられるのではないかと、私はいまそう考えておるわけでありまして、事務レベルにおきます労働省の意見もよく聞きますし、また労働大臣の意見もよく聞く、そういう点から考えますと、これは全く永炭相いれないものではない、かように思ひかけてあります。

○山田(趾)委員 地域の健康管理体制は不可欠の要件であるし、ぜひともやらなくちゃならないのです。しかしまだ青写真の段階だ。青写真の段階ということとは、これはまだまだ日暮れて道遠しという感じがするのです。

労働災害の問題にもお触れになりました。これは事業主の責任である、制度上はきつちり通していきなさいとおっしゃいました。私はあなたのことばを伺つておるわけですが、現実でもどうですか、労働災害があつても、できるだけそれを拒絶して、政府管掌保険によつて治療させている現実がたふさんあるのです。その事業主の意欲というものをその方向に走らせることは間違いないわけですね。だんだんと激増していく労働災害というものが、一般健保の保険財政の中でまかなわれていく方向に後退をしていくことは、私はやっぱり避けられないと思う。だから、あなたのいまの大綱に基づいて述べられているお考えの中には、現実とそぐわないものがたふさんあるのです。それだけに、あなたの決意なり努力表明がなされま

したけれども、抜本改正に具体的に踏み切つていくのには、まだまだ政府の根性が足りないし、努力も足りない。そして現実をしっかりと直視しての具体的な取りまとめというものが大きく不足をしておる。このような状態でこれからじんぜん日を送っていくということになりますと、この国会であなた方の力関係でどうなるか予測はつきませんけれども、抜本改正というものが日の目を見るのはかなり遠いと思ふのです。

こういうむずかしい現実というものは、少なくともよく御理解なさつておるわけですね。むずかしいということは、再三の答弁に出てきております。私は、このまま進んでいけば、結局は四十二年に激しい反対の中で、強引に力関係で通つていきました特例法というものが、ななくすに固定化されていくんじゃないか。少なくとも来年八月までには名実ともに抜本改正ができなくなつてまいりませんと、予算編成に間に合ふなくなりまして、同じ公約違反を繰り返してしまいます。同じおろかさを、腹の底が煮えくり返るようなものではありませんか、腹の底が煮えくり返るようなものではありませんか、私は非常に不信感を持っておりますけれども、厚生大臣がさつきから何回も繰り返して答弁なさつておられますように、決意を固めて努力をするとおっしゃつておられますから、困難を克服してやつていただけるものと、あなたにげたを預けます。

そこで、特例法の関係に入つていきたいと思ひますが、昭和四十二年に五十五、五十六国会と二回の国会にわたつて特例法は審議されてまいりました。そのとき厚生省が言われましたのは、保険財政がたいへんな赤字である、このまま推移していくと保険財政はつづける重大な危機に立つたから、特例法がいいものと思ふないけれども実施をしたいということで、二年間の時限立法で押し切られていったのです。それが当初、公約の違反だということで政治責任の追及を行つたわけでありましたけれども、当時の特例法を提案をしてきた厚生省の意図の中に、けしからぬものがあると思ふは思ふのです。昭和四十二年見込まれた累積赤字、単年度赤字を、いま一度意識を明確にやみえらせるために述べていただきたいと思ひます。

○加藤(感)政府委員 四十二年の特例法制定当時の財政状況でございますが、特例法を制定いたしますときに、四十二年の単年度赤字七百四十五億と見たわけでございます。七百四十五億の赤字が四十二年度出る、そういうことで、これに對して対策が必要である。それから、ずっと累積の赤字が出ておりますので、それを含めまして、とにかく単年度七百四十五億の赤字については何らかの手を打たなければならぬということで特例法を制定するに至つたわけでございます。それで、御承知のような保険料率のアップとか、あるいは入院、初診時の一部負担の新設、それから国庫補助、投薬時の薬の一部負担の新設、それから一連の施策によりまして財政効果四百二十六億をあげる。その結果、そういう特例法をやりましたもなお三百二十億の赤字が出るだろうというのが特例法制定当時の財政の見通しでございました。

○山田(耻)委員 私たちは、本委員会なり国会審議をしますときに、いまあなたのおっしゃいますように、四十一年で九百七十八億の累積赤字、そうして四十二年に単年度で三百二十億の赤字、累積千九百九十九億の赤字になる。このとき私たちは、疾病構造の変化あるいは経済構造なり社会情勢の変化なりで、国で負うべき負担というものも大幅にふやして、保険料率を一挙に千分の六十五から千分の七十に上げるというやり方をやめてくれ、こういう強い主張をいたしたのでございませうけれども、おっしゃつておられるように、単年度三百二十億、累積千九百九十九億の赤字が出て、保険財政はまさに危機に瀕するという立場から深刻に現状を訴えられた。国民もわれわれも抵抗いたしかねたけれども、力で押し切られたのです。いかがでございますか、四十二年の赤字決算は幾らになつておりますか。

○加藤(感)政府委員 ただいま申し上げましたように、特例法を制定いたしましたときには、特例法を通して後になお三百二十億の赤字が出る、こういう見通しであつたのでございませうが、四十二年の決算を了しましたときにおきましては、赤字が五十八億でございまして、赤字の見込みの減少二百六十二億ということになつたわけでございませう。

○山田(耻)委員 私は厚生省としては責任をとつてほしいと思ふのです。責任をとつてほしい。国民をだましておつたわけですね。私たちの国会議員もだましてしもうた。三百二十億の見込みに對して決算は五十八億、二百六十二億も誤差があつた。私は、数多い事柄ですから、五億や十億の見込み違いはあるかもしれませんが、何ですか、六分の五に近い誤差が出ておるじゃないですか。三百二十億の赤字と五十八億の決算赤字と並べてごらんないかい。当時の厚生大臣は齋藤さんではございませんから、あなた自身厚生大臣でなかつたのですから問題は別として、しかし厚生大臣として、この見込み違いをもつて国民に特例法を押しつけて、恥づかしいと思わぬのですか。一体大臣としてどう理解されますか。大臣のこの見込み違いに對する責任者としての答弁をひとつお願いいたします。

○齋藤(感)大臣 当時の赤字見込みが予想よりも非常に少なく済んだということは、当時の計算としては非常に見通しがずさんであつたということですが、これはおわびをしなければならぬと思ひます。しかしそれでもなおかつ赤字は赤字でございませうし、四十三年度も四十五億の赤字を持っておりますので、そこでさらにこの特例法を續けていただきたい、かように申し上げておられるわけでございまして、赤字の額の見通しが非常に間違つておつたということは、これは申しわけのなかつたことだと思つております。

○山田(耻)委員 私は何かふてぶてしいように聞こえるのですよ。主管省としておかしなあやまち、そのあやまちの犠牲を国民が受けて、てんとして恥づけるところのない態度というものは、私は許せんと思ふのですよ。千分の五引き上げたので

しょう。五十八億というのは幾らです。ことし標準報酬が上がりました千分の一は六十三億だけれども、この五十八億というのは千分の一相当です。正確に単年度赤字を見通しておれば、千分の五を上げて済んだのです。千分の一でよかつたのです。それを千分の四もふくらまして千分の五も上げ、そうして国民に負担をかけ、みずから見込み違いに對しては、三百二十億も赤字、五十八億も赤字、赤字赤字に変わりはありませう——私はその態度というものは許せんと思ひますけれども、大臣いかがでございますか。

○加藤(感)政府委員 数字の問題でございませうが、私からお答え申し上げますが、この数字の見込みが違ひましたことにつきましては、これは全く事務当局の責任でございまして、まことに申しわけないと思ひます。

ただいま先生御指摘の赤字が五十八億、これは千分の一でございませうが、それは千分の五上げる必要がなかつたと御指摘になりましたのは、ちよつと誤解がありになるのじゃないかと思ひますが、実は、特例法で千分の五を上げまして、その千分の五の財政効果は百四十五億でございませう。千分の五上げました結果、百四十五億の収入増になつたわけでありませう。それから入院時、初診の一部負担とか、薬の一部負担の給付費の減がございませう。その結果、百八十二億の特例法の財政効果があらわれてございませう。それでその結果、見込みでは七百四十五億の赤字が三百二十億に減つた、そういうことでございまして、その限りにおいては特例法の効果というものはあつたわけでございますが、そのほかに、三百二十億が五十八億に減りましたのは、結局、医療給付費の上昇傾向が鈍化したということと、それから保険料の収納状況が非常によかつた、そういうことと、収入支出が両方予想よりも好転いたしました結果、赤字が減少した、こういうことでございませう。

○山田(耻)委員 当初の七百四十五億の単年度赤字が、特例法の効果があつたので、三百二十億と

見たところが、その三百二十億もとんでもない間違いで五十八億の決算になった。当初の七百四十五億自体に誤りがあるのじゃないですか。それを担当の官僚がでんとして恥じない。けしからぬと思うのです。四十三年度をごらんない。四十三年度も資料で明らかになっておりますから私のほうで言いますけれども、百四億の赤字の見込みに對して四十五億の赤字でしょう。特例法の実施によつて、すでに科学的計算もできる立場に立っているのに、なぜここでも見込みが五五%も違つたのですか。これは、あなたの四十二年九月、十月以降の見通しが前の見通しと違つたので、七百四十五億の当初見込みを誤つたという、ある意味では理由も立ちましようけれども、四十三年度はそうはいきませんよ。一体これはどうなんですか。

○加藤(威)政府委員 四十二年におきまして、四十三年度におきましても、収支の見込みというものは、保険料収入におきましては平均標準報酬が基準になるわけでございますけれども、結局、当該年度の過去二年にさかのぼつてその上昇傾向といひますか、それをとつて、その当該年度の平均標準報酬がどういふことになる、それに保険料の収納率をかけて保険料収入を出す。それから支出につきましては、当該年度よりさかのぼりまして過去三年の医療給付費の推移、その平均をとつて、そして当該年度の医療給付費の見込みを出す、こういうやり方をやつてゐるわけでございます。これは四十二年度も四十三年度も同じやり方でございます。特例法制定のときにも、非常にやり方が機械的だといふおしかりを受けたわけでございますが、医療費の推移といふものは、先生御承知のように現在出来高払いでございますので、ある意味では、お医者さんの気持ちである程度医療費も動くといふ要素もございまして、そういうことで非常に不確定な要素が多分にあるわけでございます。そういうことで、医療費の見通しは、来年度の医療費がどういふことになるかといふことは、なかなかはっきり見通しが立たないといふこともあるわけでございます。そういうこと

で医療費の推計といふものはなかなかむずかしい。また収入面におきましても、来年度の標準報酬がどういふことになるかといふことは、これもなかなか的確な把握がむずかしいといふような、そういう技術的な問題がございまして誤差が生じた、こういうことでございまして。

○山田(趾)委員 私はいまあなたの、その見込みと決算の誤差が生じた言いわけを長々と聞いたのですが、あなたのいまのことばの中に許しがたいものがあるのですよ。医者の心の持ち方によつて診療費がふえたり減つたりするといふことは、重大な問題ですよ。一体厚生省は、こうした健康保険を管理、監督していく立場から、そういう事態を認めて、医者のさじかげんで保険給付が減つたりふえたりするといふのですか。私は重大な問題だと思ふ。あなたの立場をもう一べんここで述べてください。

○加藤(威)政府委員 いまの医療費の問題についての私の発言中、不適當なものがございましたので、つしんで取り消しさせていただきます。

○山田(趾)委員 大臣、いまのことばを聞かれて、私が言つたことはおわかりでしょう。しかし、いまのおしやり方は、私の言つたことばの中には不適當なところがあるから取り消します、こういう言い方だけなんですか。やはりどこを取り消すかといふことを言つてもらひませんか委員会の審議にはなりませんから、取り消す内容をひとつ言つてください。

○加藤(威)政府委員 先ほどの私の発言の中で、現在の医療費が出来高払いの結果、お医者さんの気持ち次第で動くことが考えられるといふ趣旨の発言をいたしましたけれども、その後段が不適當でございますので、つしんで取り消しをさせていただきます。

○山田(趾)委員 私は、いまのことばは不丁寧に部長は述べられたと思ひますけれども、ページをめくつてみたら、次にはそうだといふふうな認識されておる向きがあるのではないかと。たとえば、これから後段で御質問してまいりますけれども、

保険料の収納部分については非常に低目に見る、保険給付の部分については非常に高目に見る、こういう傾向が、こうした見込みなり予算をおつくりになるときは、ずつと伝統的に出てゐるのですよ。その保険給付費を高目に見るという中に、医者のさじかげんでという不意に出たもので、そのことが、真実として予算編成上買かれておるのじゃないだろうか、そういう気がしてなりません。大臣、厚生省の責任者として、そういうふうな私が勘ぐつてものを考えるのに誤りがございしますか。間違ひでしょうか。答弁してください。

○斎藤(國)大臣 山田委員の勘ぐられるのももつともだと思ひます。いまの政府委員の答弁は私は間違ひであると思ひましたから、ここで取り消すようにといふことを実はいしよで話をいたしましたわけでございます。やはり収入、支出の見積もりは、そういうことになつていく、過去何年間かの傾向を見て、それによつてきめていく、こういうふうに答弁をいたしておつたようでございします。その過去の傾向は、賃金の上昇率が過去何年間の上昇率よりも高かつた、それから医療費は過去何年間の上昇率よりも鈍化した、こういう結果である、この答弁をいたしておつたわけであります。お医者さんのさじかげんで云々といふようなことは、これは全く間違つた考え方であり、そういう考え方を持つておるといたしますれば、私は今後十分戒めてまいりたいと思ひます。

○山田(趾)委員 私は、これほど見込みと決算が違つた中では、医者のさじかげんを見込んでおるのだらう、だから何%ぐらいのさじかげんを含んで見込みと決算の誤差が出たのかと実は聞きたかつた。しかしそれは医者に對する人権の無視であります。少なくとも、私たちがこゝばに出してそういう觀念論で議論すべきではないと思ひますのでやめますけれども、これからの予算編成なり見込みの作成にあつては嚴重に自戒をされて、こうしたことが再び繰り返されないように嚴重に私からもあなたに注意を与えておきます。そのおつもりでひとつ処置をしていただきたいと思います。

す。そこで、四十四年度の赤字見込みは幾らになっておりますか。

○加藤(威)政府委員 二十七億であります。

○山田(趾)委員 二十七億の赤字が見込まれておりますけれども、保険料を収納していく基礎であります標準報酬月額を聞きたいのでありますが、その前に、労働省の方が見えてございしますので、労働省から、こゝしの春闘におけるベースアップ、それも千人以上の規模におけるベースアップ、千人以下五人以上の規模におけるベースアップ、千人以上五人以上の規模におけるベースアップをお尋ねをいたしたいと思います。

○岡部(重)政府委員 山田先生の御質問に關連いたしまして、労政局長の通告を受けておりましたのでございしますが、労政局長はこゝの週間ばかり病気で休んでおりました、本日出席できないので、まことに申しわけないと思ひます。

なお、その間の連絡等につきましては、私どもも十分尽くし得ない点がございまして、ために審議にも御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。今後はこういうことのないように努力をいたしますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。

○山田(趾)委員 労働省に對してこゝしの健保の標準報酬を聞きます前提として、大体こゝしのベースアップを聞いてみたいのです。

そこで、ベースアップされた平均が、こゝの三回ばかり前の委員会、田邊誠委員のほうから労働大臣に質問されましたときに、六千八百六十七円程度の総平均のアップ額が示された。そこで本日は、千人規模以上の大手、どれだけ上がったか、千人以下の中小企業、このベースアップがどれだけ上がったか、それをひとつ聞かせていただきたいと思います。

〔谷垣委員長代理退席、委員長着席〕

○岡部(重)政府委員 労働省といたしまして、春闘の妥結状況、その結果につきましては、そのとり方といたしまして、先生御質問の千人以上の規

模というようなことではなくて、東証の一部上場の会社を中心としたいわゆる大企業につきまして毎年調査をいたしております。その結果が、先ほど先生お触れになりました大手百五十二社についての調査で、平均して六千七百六十八円というところでございまして、いまお尋ねの規模別の春闘の状況の調査はまとまっておりませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○山田(社)委員 この間、労働大臣のお答えになりましたベースアップの平均は六千八百六十七円だ、こういうふうなお答えをいただきましたが、これにも根拠があるわけでありまして、端数が若干違ふかもしれませんが、一体ことしの春闘のベースアップ平均はどれくらいになっておりますか。

○岡部(官)政府委員 後刻調査いたしました数字は、大手百五十二社についての数字でございまして、ベースアップ率は一五・八%ということになっております。

○山田(社)委員 それでは、全体の平均については調査中と申されておるようですから、それにいたしておきながら、大体大手筋のベースアップ率と、それから中小企業その他のベースアップ率は、毎年中小企業率の引き上げ率が高いわけですか。いわゆる雇用の安定政策なり、あるいは若手労働力の吸収なり、いろいろ中小企業の労働対策はなされておるわけだと思ひますけれども、ここ四十一、二年ごろからのいわゆる大手と中小以下のアップ率をひとつ言っていたかと思ひます。

○岡部(官)政府委員 四十一年について申し上げますと、九十九人未満が一%でございまして、それから百人から二百九十九人までが一・二%、三百人から四百九十九人が一・三%、それから五百人以上一・五%ということになっております。なお、四十二年は、いまのそれぞれが、一番小さい規模が一・六%、それからその次が一・三・四%、その次が一・三・五%、なお五百人以上のところが一・三・八%、四十三年はそれぞれの数字が一四・一、一四・八、一五・三それから大企業のほうは一五・一、そういう状況でございまして、

○山田(社)委員 大体、大企業と中小以下の企業のベースアップ率は、二ないし三%の差があるわけですね。

そこで、ことしの大手百五十二社平均ベースが六千七百六十八円、パーセントで見ますと一五・八%、これは昭和三十六年のアップ率を上回る戦後最高を示しておると思ひます。それは経済情勢の一つのしからしむるところ、これは低賃金を片づけていきたいという労働者の意欲、こういうもののそれぞれの成果だと思ひますけれども、ことはこの一五・八%の大手のアップ率以上に中小は上がっているはずなんです。これは各地の状況を見ましてもそうですけれども、雇用の対策なり、あるいはかつての低賃金なり、こうしたものを片づけたければ労働者が来ない、そういう立場からことしの中小のアップ率は異常に高いわけですね。この点は労働省お認めになりますか。

○岡部(官)政府委員 正確な手持ちの数字がございませぬが、全般的には中小におきましては、当然のことでございますが、上がる額は大手に比べて低うございまして、率は先生のおっしゃるよう大手よりも高めになっているということが趨勢だろうと思ひます。

○山田(社)委員 そういたしますと、大手百五十二社が一五・八%上がったのですけれども、私の推定では大体一七%から一八%、私の山口県で一七%程度上がっておりますから、全国的に見ましておるわけですが、これは例年と対比いたしましたら、大企業が一五・八%、それより一・二ないし二・二くらいの高比率だ。そういう趨勢から見ますと、一七%ないし一八%だ、こういう推定は無理からぬ推定ということになりますね。

○岡部(官)政府委員 特に本年度におきましては、先生おっしゃいましたような事情で、中小企業関係の賃金の上がり、例年に比べて高いとい

う事例は私も承知いたしておりますので、いまおあげになりました数字が、的確にそのとおりであるかどうか、申しわけございませんが、実は私も資料がございせんが、全般的にはことしは、特に中小企業関係のアップ率が、例年に比べてさらに高いということは言えるのではないかと思ひます。

○山田(社)委員 おそらくこの調査資料が出来ますのは、もう県段階からばつぱ労働省へ上がったきていますので、大体資料として国会へお示しになるのは、早くて来月程度ではないかと思ひます。そこで、それを聞くのじやないのですよ。いま私が資料がないのですから、あなたにも御用意がないようでお伺いするので、絶対ございませぬ。過去の趨勢から見ても、ことしのアップの実態から見ても、これ以下であるというところは絶対ない。これだけは狂っても間違ひはないというところで御証明いただけますか。

○岡部(官)政府委員 いま、申しわけございませんが、実は数字を的確につかんでございせんので、絶対にあるかないかということにつきましては、ここで私も明言はできないわけでございますが、またその数字のとおり方によりまして、中小企業のどこまでをとるか、全体をとるかということにもよろうと思ひますが、いま先生のおっしゃいましたような数字が、多くの事例に見られるということは言えるのではないかと思ひます。

○山田(社)委員 ありがとうございます。またこれから関連して話が出ますから、ひとつ退席なさらずにお願いいたします。

そこで、厚生省がお出しになりました四十四年度の標準報酬月額、これは幾ら見られておりますか。

○加藤(感)政府委員 政管健保におきます昭和四十四年度の平均標準報酬の見込みは、四万六千二百円でございまして、

○加藤(感)政府委員 パーセントにいたしますと一・二%、金額にいたしますと四千三十円のアップでございまして、

○山田(社)委員 この一・二%の標準月額のアップ率で保険給付費を対置いたしましたところ、二十七億の赤字が出るわけですね。

○加藤(感)政府委員 そのとおりでございまして、

○山田(社)委員 あなたは、四万六千二百円というのはどういふ根拠で見込まれたわけですか。

○加藤(感)政府委員 私ども、政管健保におきまして、平均標準報酬の算出のしかたというのは、先ほど申し上げました、たとえば四十四年度の標準報酬を算定いたしますのは、これは四十三年の大体十二月前後で、予算の前でございまして、そのときに大体四十三年の十月以前の平均標準報酬が実績として出ています。したがって、まず第一の作業といたしましては、四十三年十一月以降の毎月の平均標準報酬がどうなるかというのを推計するわけでございます。

たとえば四十三年の十一月の平均標準報酬、これはまだ未定でございまして、その出し方は前二カ年、したがって、四十二年、四十一年のそれぞれの平均標準報酬が、それぞれの年の、すなわち四十一年の十一月の平均標準報酬が四十一年の十月に比べてどれだけ伸びているか、何%伸びているか、それから四十二年の十一月平均標準報酬が十月に比べてどれだけ伸びているか、その平均をとりますと、実績の出でございまして、四十三年の十月の平均標準報酬にそのパーセントをかけたものでございまして、同様にいたしまして、十二月、一月、二月、三月と四十四年の三月の出すわけでございまして、それで四十四年の三月の一応推計の金額が出ますから、今度それを基礎にいたしまして、それを一〇〇といたしまして、それから四十四年の四月、五月、六月、毎月、それが四十三年の三月を一〇〇といたしまして、場合に、四十三年の四月、五月、六月がどういふぐあいに伸びているか、それから四十二年の三月を一〇〇

といまして、四月、五月六月というのがどういうぐあいに伸びているか、その平均をとりまして、四十四年度の三月から九月までを、毎月の平均標準報酬を出すわけでございます。推計値を出すわけでございます。

それから十月に、私どもは全部定時決定というのをやるわけでございます。平均標準報酬は十月に新しいのに、千二百萬の被保険者全部調査いたしまして、そうして新しい賃金というものを十月に定時決定をやって、その平均標準報酬を翌年の九月末まで大体一年間使う、こういう原則になっております。その定時決定分の十月分は五、六、七月の三ヶ月の平均をもつて十月の平均標準報酬とするという法律の規定がございまして、それでその十月の決定につきましては、四十三年の十月分が四十三年の七月に比べてどれだけ上がったか、それが四十三年では三千七百七十五円上がついてるという実績がございまして、それを四十四年度の七月の推計値に加えて四十四年度の十月分の平均標準報酬を出し、以下十一月、十二月はそれぞれ四十三、四十二の十一月、十二月のそれぞれの伸び率といいますが、十月を一にした伸び率をもつて推計する、非常に説明がございたいたしましておわかりにくいと思いますが、そういうことで四十四年度の三月から二月までの毎月の平均標準報酬を推計値で出すわけでございます。原則として過去二年の伸び率を使いまして出すわけです。それを使いまして四万六千二百円、こういう作業をしておるわけでございます。

○山田(社)委員 いろいろ回りくどいお答えでしたけれども、去年対比一・二%のアップ率は不当に低いということ、いまの私と労働省との話でおわかりですね。少なくとも大手の一五・八%より高くて、私の推計では一七%から一八%になっております。あなたのお出しになりました標準報酬というものは、少なくとも現時点で国会で赤字黒字論議をするのには資料としてふさわしくないです。少なくとも一七%アップしておるといふことになりまして、四万二千五百五十七円、一六%

アップしておるということになりますと四万一千四百三十六円、大きな読み違いがあるのです、見込み違いがあるのです。あなたのお出しになりましたこの資料で、単年度赤字が二十七億、累積赤字が千四百二十三億になる。だから健保特例法は、なお存続していかなければならぬという赤字論議の攻め方をなさっているわけですね。健保特例法が、保険財政政策のあり方から出てきておるだけに、黒字になるものを赤字として言っておる。この二十七億の単年度赤字というものは、決算では必ず黒字になりますよ。そういうふうなでたらめな資料をお出しになって、この委員会が審議を求めておられるということは、私はきわめて遺憾です。

いま過去をさかのぼってずっと尋ねてまいりました。昭和四十三年の当初の見込みに対してアップ率は一・一%です。決算は一三・五%ですよ。すでにここに二・四%の見込み違いがあるのです。これが百四億の赤字を見込んで、四十五億の赤字になっている一つの要因です。これは一・二%のアップ率しか見ないが、現実には最低一五・八%をこえることは明瞭です。それがわかっていて、一・二%で二十七億の赤字だから健保特例法は延長してくれ、こういうふうな論議を發展させる根拠がどうしても私には解しかねる。一体黒字になるものを、なぜ赤字にしたのか、その見解を述べていただきたい。

○加藤(感)政府委員 先ほど御説明しましたように、この予算をつくり出すときは四十三年の十二月前でございます。それで先生確かに御指摘のように、また労働省の官房長からも御説明がございましたが、ことしの春闘は異常なアップ率だということでありまして、少なくとも私は、先ほど申し上げましたように、ただでたためにつくっているということではございませんで、非常にこそくな手段でございますが、過去二年の伸び率を基礎にして計算している、こういうことでございまして、少なくともこの予算をつくり出したときには、四十四年度の春闘が史上最高といわれるぐらいに非常に高くなるかどうかということとはわか

らない時点であつたわけでございます。そういうことで、従来とも一応過去二年の計算によつておる。しかも、過去二年は一応景気のいい時期でございまして、それを伸ばしていくというやり方をとつたわけでございます。そういう意味で、ただパーセントを比較いたしますと、春闘の一七%か一六%か、まだ確定しないようでございますが、そういうものと比べますと、非常に低いということは御指摘のとおりでございます。が、ただ一つ、この平均標準報酬というのは春闘のアップと並行的に必ずしも考えられない要素があるということでございます。

その一つは、平均標準報酬は御承知のように天井があるわけでございます。十萬四千円という天井がございまして、したがって、十二萬円も上っている人も、十三萬円も上っている人も、十萬四千円というところで上をちょん切ってしまうわけでございます。そういうことで、必ずしも春闘のアップ率がそのまま反映するということもいえないというところが一つ、それから先ほど申し上げましたように、平均標準報酬の新しい賃金への切りかえというのは、十月に定時決定ということ、十月に被保険者の月給を全部再点検いたしまして、そして上がっているものは、そこで十月一日から新しい平均標準報酬に組みかえるわけでございます。したがって、ベースアップというものの十月以降に反映するケースが相当ある、こういうような関係もございまして、確かに機械的に先生御指摘のような春闘のアップ率と、私のほうの平均標準報酬のアップ率とを比較いたしますと、ものすごく懸隔がございまして、いかにも非常にずさんな予算のようではございますが、そういう面もあるということをおひとつ御了承をお願いいたしたいと思ひます。

それからまた、よけいなことでございますが、決算で必ず黒字に転ずるだらうという御指摘がございましてけれども、これも非常に不確定な要素を申し上げてまたぐあいが悪いかもしれません。これは、医療費のアップの問題がございまして、これは私も中医協の支払い側の委員といたしまして、その末席を汚してずっと出ておるわけでございますが、その模様を見ますと、中医協の少なくとも支払い側の委員、労働者代表、あるいは事業主代表、あるいは保険者代表、こういった人たちは、従来はとくく医療費のアップにチェックをするという立場ががちでございますが、今度の場合には、私が見ておりますと、少なくとも医療費のアップというものは相当必要じゃないか、ことに病院関係が非常に困っている、こういうことで正當な、客觀的に妥協性のある医療費のアップについては、むしろ協力しようという空気が相当強いということ、私も委員の一人として見ておるわけでございます。

そういう意味で医療費のアップというものはまあ先のことでございましてからはつきりいたしませんけれども、ただ中医協の意見が出るということになりますれば、先ほど大臣から答弁もありましたように、政府としてはそれを尊重するということになりますと、四十四年度におきましては医療費のアップということも考えられるわけでございます。これは一%上がれば四十二億支出がふえるわけでございますから、たとえば五%上がればもう二百億吹っ飛んでしまう、こういうこともありますので、そういうことがなければ、あるいは先生おっしゃるようにならなければ、あるいは要素も勘案いたしますれば、先のことを申し上げて非常に恐縮でございますけれども、一応決算のときにはどうなるか、必ず黒字になるということにはどうなるか、必ず黒字になるということには、この段階ではやはりまだはっきり申し上げられない。ただ、おっしゃるように、この標準報酬の見方は、四十四年度の春闘が異常に高かつたというところについては、そういう意味では若干それを反映してないという先生の御指摘はごもっともだという感じがするわけでございます。

○山田(社)委員 私は、いま診療報酬が何ぼ上がるかというのを聞いてるんじゃないのです。あなたがお出しになった標準報酬月額が間違つて

第一類第七号 社会労働委員会第三十三号 昭和四十四年七月二日

いると言っているのです。いまこの国会で審議をしておりますのは、四十四年度のいわゆる標準報酬は幾らが決算時の真実に近いのか、それを明らかにしていきたいながら、千四百二十三億という累積赤字を持つといわれるこの赤字の実態に私は触れようとしておるのです。だからさつきから議論しておりますように、標準報酬月額が去年と対して一・二％の上昇率は間違いである。あなたのとられた年次が四十三年十月である。私はそのとられたことは承知をしておるのです。ただ、四十四年度の保険財政を審議していくのには、もっと客観的に、もっと具体的な赤字黒字論議をしていきたいと思います、私は当を得た論議とはいえないと思えますから聞いておるわけです。一・二％のアップ率は異常に低い。少なくとも一六％程度のアップ率はある。あなたのおっしゃっているように、十萬四千円で頭打ちになっておる。この千人以下の単位で、十萬四千円で頭打ちになる人たちがなくてくわすかなのです。全体の率に影響するのは、ほとんど私は率としては目に見えない、それがどれだけのものか、聞いてもよろしゅうございませうが、やはり現実には、私は標準報酬というものをも今日の立場で見定めて、四十四年度の赤字、黒字の見通しというものを付けていたかなければ、いわゆる保険財政を建て直すという立場からとられたこの特例法の審議には入れぬじやないですか。この資料では審議をするに値しないのです。黒字に転化していく可能性がきわめて強いのに、二十七億の赤字である、累積千四百二十三億の赤字である。私は、うそとわかりきったものを出して、これを基礎に議論してくれというやり方はひきようだと思ふのです。もっと現実の見通しの立場に立つて議論を推し進めていけるように、私はあなたの態度の検討と、資料の再提出を求めたいと思います。

○加藤(威)政府委員 繰り返すようで申しわけございませんけれども、結局、現実の中小企業の春闘のアップ率、それからアップの金額もはっきりいたしておらないわけでございます。先ほどのお

話では、大企業で一五・八％、六千七百円です。か、その程度に金額のアップがある。したがって、その場合に、それじゃ中小企業は一体今度の春闘で、何千円ぐらいのアップがあるのか。アップ率はたとえ大企業を上回りましたが、根この賃金が低いわけでございますから、その金額がどのくらいになるかということをはっきり見定めませんと、私のほうの平均標準報酬との関係が一体どうなるのかということがわからないわけでございます。そういう意味におきまして、私どもといたしましては、確かにことしの春闘のアップ率が、異常に高かったということは認めざるを得ないわけでございますが、平均標準報酬との関係につきましては、まだはっきりしないものがあるということ、早急にこの平均標準報酬の差しかえということにはなかなか踏み切れない状態でございます。

○山田(勉)委員 私は、委員長にお願いいたしますが、いまの御答弁では審議に入るのはむずかしいです。二十七億赤字だ、累積千四百二十三億の赤字だ、これは間違いであるという前提に立っておられるわけですよ、向こうも。取り方が違つたからしかたがないのだ、こういうふうないわゆる虚偽、虚構の上に立った数字をもって審議をするということとは、非常に困るのです。ですから、やはり少なくとも、四十四年度の収支見込みと、そして決算との誤差をできるだけ縮めて審議を進めていくようにしていただきたい。そのためには資料の要求をいたしたいと思ひます。

○加藤(威)政府委員 私も絶対間違いということではございません。これは必ずしも合うとは限りません。これは前々も、今回限りではなくて、平均標準報酬でも、先ほどお話がありました医療費でも、なかなかびたりと当たるものではないと思ひます。一応の予想でございますから、そういう意味では毎年この平均標準報酬でも高い低いがあったわけでございます。必ずしも低く見ている年ばかりではございません。高く見た年もございます。これは景気の動向によりまして過去の二年をとり

ますから、したがって、景気が下降のときにはむしろ標準報酬が高くて、そして上昇のときには低く見る。こういうことでございまして、そういう意味ではほとんど毎年数字は違つてはいるわけでございます。その限りにおいては、私はこの数字が来年度の標準報酬びたりであるということとはとうてい申し上げられません。むしろ賃金のアップが非常に大きかったから若干の開きが予想当初よりも出るかも知れぬ。しかし、これを出し直して、新しい平均標準報酬をつくるためにはまだ資料不足でございます。先ほどの労働省のお話でも推計でございまして、まだ中小企業の賃金はどうかというところ、一応この段階では、この数字を私どもとしては動かすわけにはまいらないというぐあいにて考へておるわけでございます。

○山田(勉)委員 四十二年、三年、四年とずっと上昇してきているのです。しかもあなたの見込みというものと実績の間には、各年度ごと二ないし三％の開きがあるのです。ことしは一・二％と見ておられますけれども、従来の開きから見たら二ないし三であつたら一四・五％でしょう。しかし、ことしは客観的に見て、高率アップの現実が――もう国会議員の皆さんも、担当の労働省も、みんなそのことについては異議をはさんでいないのです。そういうふうな状態を、現実にかかり切つていて、不当に一・二％という低いアップ率を定めて、そして二十七億の赤字を出して、そして保険財政を確立するという立場から、千分の一または率を上げようとする。この一貫した思想の中に、誤つた基準を設定し、そして意識的に赤字を求め、そして保険料率の引き上げを計画的に進める、そういう意図があるといわれてもしかたがないじゃありませんか。

私は、委員長、重ねて要求します。新しい資料を出してください。そうしないと審議はむずかしいです。私は、国会で架空の議論をして、架空の審議をしようとは思ひません。やっぱり国民が待っているのだし、われわれ真実を追求しながら、日本の政治の改革を遂げていかなければならぬのですから。架空の数字に基づいて審議することはまづばらぐめんです。資料を出してください。

○加藤(威)政府委員 先生の御指摘もごもっともでございますが、ただ繰り返して申し上げますように、この数字は私も予算編成の当時にあつてつくった数字でございます。その限りにおいて、私どもとして、従来と同じような意図を持った数字をつくつたわけではございません。

それからまたこの保険の赤字問題というのは、やはり収支両面を見て、その結果どうなるかというところを見なければならぬと思ふのでございませう。そういう意味におきまして、収入面におきましては、先生御指摘のとおり若干予定よりも増の傾向のほうが強いと思ひます。しかし、支出面におきましては、先ほど私がちょっと申し上げましたように、これはまだ決定的な要素ではございませんけれども、私が中医協に出しております限りにおいては、相当配分が濃厚である。したがって、そういう収支面の赤字という問題を論ずるならば、やはりそういう支出面も、四十四年度中にどう変わるかということもある程度考えた上でこれを修正するとか何とかいう問題はまだ出てくるかと思ひます。そういうことでありますので、私どもといたしましては、この赤字が必ず黒字に転ずるという見通しは、まだないわけでございますから、そういう意味でこの数字で御審議をお願いしたいというぐあいをお願いするわけでございます。

〔発言する者あり〕

○山田(勉)委員 私は、標準報酬のアップ率に客観的に間違いがある、そういう立場から追及をしておるのです。中医協でいろいろと審議なさつております診療報酬の引き上げについては、これから触れていくのです。しかも、ここに出されております資料は、いわゆる標準報酬月額については四万六千二百円、しかも、保険給付費については三万五千五百二十八円、こういう資料しか出てないので

すよ。この資料で審議をしようとするれば、いまの
ような非現実的なものにぶち当たる。それを追及
していけば、診療報酬が上がるかもしれないから、
わからぬ。私は、中医協にかかっておるし、これ
から私たちが審議をする立場を、いまここに先ば
して煙幕を張り、標準報酬の月額を不当に押え
ておる意図はけしからぬと思うのです。この点に
ついては承服できません。理事会を開いて、具体
的にふさわしい、現実的な資料を出していただく
ように、要求いたします。これから直ちに相談し
ていただきたい。

○森田委員長 いま新しい資料を出せないと、こ
ういうのです。だから、その理由を明確にした上
で理事会を開きたいと思えます。

○加藤(感)政府委員 先ほど申しましたように、
私は間違っていることばをはっきり申し上げな
かったわけですが、とにかくこの推計の
基礎というものが、過去の標準報酬の伸びを基礎
にしてやるわけでございますから、したがって、
標準報酬の過去二年の伸びを基礎にしてやる、こ
ういうことでございますので、これは食い違いが
出ることは往々にしてある。むしろびたりと当た
るほうが非常に少ないわけでございます。そうい
う意味で誤差がある。その誤差が若干大きいかも
しれぬということを申し上げたわけでございますし
て、従来のやり方からいたしまして、ここ二十年
年このやり方でやっておるわけでございますか
ら、たまたま景気の変動の非常にいいときとか悪
いときとかには誤差が出るわけでございます。そ
ういう意味で誤差が出るかもしれないということ
を申し上げたわけでございますが、それでは新し
い資料をこの段階になって出せと言われました
も、ただいま労働省のほうからお話ありました
ように、私のはの政管健保の対象になります中
小企業の事業所の絶対額がどのくらい上がるのか
という資料もないわけでございます。そう
いう意味におきましては、私どもといたしまして
は、そういう誤差のない数字で新しい資料を国会
に提出することもできかねるということござい

ますので、おしかりの点は重々わかりますけれど
も、ひとつこの現在の標準報酬を基礎にして御審
議をお願いしたいというぐあいに考えます。

○森田委員長 いまの点で御了解願えませんか、
もう一ぺん確認します。

○山田(耻)委員 できません。一一・二%なん
て、べらぼうに低い。

○森田委員長 それじゃ、これから理事会を開き
ます。

暫時休憩いたします。

午後四時十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第八号中正誤

ページ 段行 誤 正
三三二二二二 二十三

昭和四十四年七月十四日印刷

昭和四十四年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局